

遺言、死因贈与および遺言代用信託の比較

種類	要式性	受遺者の同意	取消	受益者の意思	相続税法上の取扱	活用上の留意点
遺贈(民964) 遺言による受遺者への財産分与	一定の要式に従うことが必要 単独行為	不要	遺言はいつでも取消可能(=後継者の地位は不安定)	財産の取得後は受遺者が自由に財産処分可能	いずれも同じ	実務、判例が豊富なので取り組みやすい 単独行為なので、意思能力がなくなると作成不可 受遺者の存在必須
死因贈与(民554) 死んだらXXを贈与する、という不確定期限付きの贈与契約	諾成・片務・不要式の契約行為 口頭でも可能	必要	双方が合意すれば可能			たとえ死因贈与契約があっても、後で遺言書が作成されると、後者が優先 不要式とはいえ、公正証書により契約書を作成するのが望ましい 受遺者の存在必須
遺言代用信託(信託法90)	要式性がないので設定、変更が容易	不要	信託契約にて受益者変更権を有しない旨の定めが可能(=後継者の地位は安定)	信託期間中は受益者の財産処分は信託目的に拘束される		民法との関係が明らかでなく、また判例もないので取り組みにくい 受益者の存在は必ずしも必須ではない